

# FULLERTON FUND MANAGEMENT JAPAN LIMITED

フラトン・ファンド・マネジメント・ジャパン株式会社

## SOLICITATION POLICY

### 金融商品取引の助言、代理・媒介業務に関する勧誘方針

#### 金融商品取引の助言、代理・媒介業務に関する勧誘方針

#### 1. 勧誘の対象となる顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

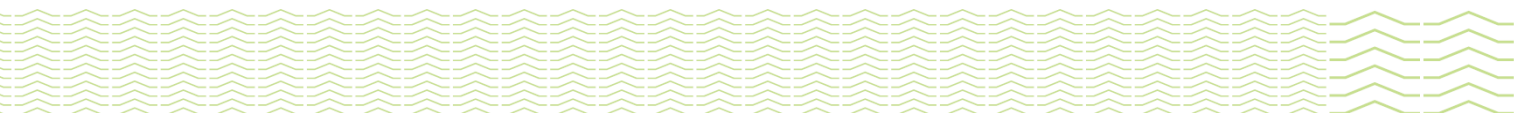
当社は、顧客の知識、経験及び財産の状況及び当社の所属業者と投資顧問契約あるいは投資一任契約を締結する目的に照らして、顧客の意向と実情に適合した取引勧誘・助言に努めます。当社は、対象となる投資戦略をお勧めするに当たっては、顧客の知識、経験等に照らし、戦略内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

#### 2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事

- ① 勧誘に当たっては、常に顧客の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、顧客本位の取引勧誘に徹します。
- ② 当社においては、法令・諸規則を遵守することはもちろん、合理的な根拠に基づき勧誘を行うよう努めております。
- ③ 当社においては、顧客の迷惑とならないよう電話や訪問による勧誘・助言を行う場所、時間帯には十分配慮します。
- ④ 当社においては、新聞広告、ホームページ等の表示については、コンプライアンス部門で内容の確認を行い、適切な表示が行われるよう努めております。

#### 3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

- ① 当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対する社内研修に努めます。
- ② 当社においては、金融商品取引法等の法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ③ 当社の勧誘等についてお気づきの点がありましたら、コンプライアンス部門までご連絡下さい。



コンプライアンス部門  
〒100-0011東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
TEL：03-3507-5690  
受付時間：9：30～17：00  
(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

(附 則)

このポリシーは、平成25年10月1日から施行する。

平成27年4月30日 事務所移転に伴い連絡先改訂。

令和1年11月8日 事務所移転に伴い連絡先改訂。

